基本情報技術者試験免除対象科目履修講座の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第39条第１項の規定に基づき、申請します。

備考１．経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

機構が技術者試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

２．機構に提出する場合には、機構の定める方法により認定審査手数料を納付し、収入印紙は貼付しないこと。

様式第10～13

［略］

様式第11～14

［略］

様式第14（第39条関係）

情報処理技術者試験結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

独立行政法人情報処理推進機構
代表者の氏名　印

情報処理の促進に関する法律施行規則第39条において準用する第13条の規定により次のとおり報告します。

試験の区分	
実施年月日	
申込者数	
受験者数	
合格候補者数	

備考　経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第15（第41条関係）

情報処理技術者試験結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

独立行政法人情報処理推進機構
代表者の氏名　印

情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において準用する第13条の規定により次のとおり報告します。

試験の区分	
実施年月日	
申込者数	
受験者数	
合格候補者数	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（講座認定者等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下本条及び次条において「旧規則」という。）第三十八条第六号の規定に基づく経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下、本条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律第二十九条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、機構。）の認定を受けた者は、この省令による改正後の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下次条において「新規則」という。）第三十八条第六号の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定に係る旧規則第三十九条第四項に規定する有効期間については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現になされている旧規則第三十八条第六号の規定に基づく認定の申請については、新規則第三十八条第六号の規定に基づく申請とみなす。

（弁理士法施行規則の一部改正）

第四条　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のとおり改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を次のように改める。